

一般社団法人 日本物理学会

日本物理学会論文賞規程

承認 1995 年 5 月 13 日 第 520 回委員会議
一部変更 1996 年 10 月 12 日 第 533 回委員会議
一部変更 2003 年 9 月 1 日 第 440 回理事会
一部変更 2004 年 6 月 1 日 第 448 回理事会
一部変更 2006 年 9 月 16 日 第 476 回理事会
一部変更 2012 年 5 月 19 日 第 546 回理事会
一部変更 2013 年 5 月 11 日 第 559 回理事会
一部変更 2015 年 5 月 16 日 第 585 回理事会
一部変更 2016 年 4 月 9 日 第 597 回理事会
一部変更 2022 年 9 月 3 日 第 681 回理事会
一部変更 2026 年 1 月 16 日 第 724 回理事会

第 1 条 本規程は、独創的な論文により物理学に重要な貢献をした功績を称えるために一般社団法人日本物理学会が会員等に対して贈る「日本物理学会論文賞」に関して定める。

第 2 条 本賞の対象は、「Journal of the Physical Society of Japan」(Supplement を含む)、「Progress of Theoretical and Experimental Physics」(その前身 Progress of Theoretical Physics とその Supplement を含む) 及び「JPS Conference Proceedings」に、原則として贈呈年の前々年 12 月から遡って 10 年以内に発表された原著論文とする。レビュー論文は除く。後年、その論文の重要性が顕著であることが認められたものについては、さらに遡ってその対象とする。

第 3 条 表彰件数は毎年 5 件以内とする。ただし、該当する論文がない場合には表彰は行わない。

第 4 条 表彰は年次大会総合講演の場において各論文の代表者に対して行う。

第 5 条 受賞論文の決定は次の手順による。

1. 受賞論文の候補は、次の者が、指定された数の論文を、別に定める論文賞選考委員会（以下選考委員会という）に推薦する。

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) JPSJ 編集委員会 | 5 編以内 |
| (2) PTEP 編集委員会 | 同上 |
| (3) 日本物理学会受賞候補等推薦委員会 | 3 編以内 |
| (4) 日本物理学会支部長 | 各支部から 2 編以内 |
| (5) 日本物理学会領域代表 | 各領域から 2 編以内 |

2. 選考委員会は推薦された全論文について審議し、受賞候補 5 編以内を選考経過及び推薦理由とともに、日本物理学会理事会(以下理事会という)に推薦する。
3. 理事会は、選考委員会から推薦された論文について審議し、5 編以内の受賞論文を決定する。
4. 選考に係わる審議のあいだ事務局員は退席する。

第 6 条 理事会は、受賞者決定後すみやかに該当者に通知し、授賞論文及び授賞理由を公示する。

第 7 条 本規程の改訂については理事会の承認を必要とする。

- 付則
1. 本規程は 1995 年 5 月 13 日から施行する。
 2. 本規程の変更は 2006 年 9 月 16 日から適用する。
 3. 本規程の変更は 2012 年 5 月 19 日から適用する。
 4. 本規程の変更は 2013 年 5 月 11 日から適用する。
 5. 本規程の変更は 2015 年 5 月 16 日から適用する。
 6. 本規程の変更は 2016 年 4 月 9 日から適用する。

以上

一般社団法人日本物理学会 日本物理学会論文賞規程
変更履歴一覧 (2013 年 5 月 11 日 一部変更)

1. 第 2 条に PTEP が創刊されたことに伴い、PTEP を追加し、PTP の記述を変更。
2. 第 4 条から「賞状は受賞論文の著者それぞれに贈る。」という記述を削除。
3. 第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号を「1 編」から「2 編」に変更。

一般社団法人日本物理学会 日本物理学会論文賞規程
変更履歴一覧 (2015 年 5 月 16 日 一部変更)

1. 第 5 条 1. (4) 日本物理学会支部委員長を「日本物理学会支部長」に変更。
2. 第 5 条 2. 「推薦理由を付して」を「選考経過及び推薦理由とともに」に変更

一般社団法人日本物理学会 日本物理学会論文賞規程
変更履歴一覧 (2016 年 4 月 9 日 一部変更)

1. 第 2 条 JPS Conference Proceedings が創刊されたことに伴い、対象に JPS Conference Proceedings を追加。対象に JPSJ の Supplement を含めた。対象期間を原則 5 年以内から原則 10 年以内に変更。

一般社団法人日本物理学会 日本物理学会論文賞規程
変更履歴一覧 (2022 年 9 月 3 日 一部変更)

1. 「規程」を「規程」に変更

一般社団法人日本物理学会 日本物理学会論文賞規程
変更履歴一覧 (2026 年 1 月 16 日 一部変更)

第 2 条 贈呈年の前年 6 月を前々年 12 月に変更

一般社団法人日本物理学会
日本物理学会論文賞の賞状贈呈に関する申し合わせ
承認 2013 年 5 月 11 日 第 559 回理事会
一部変更 2021 年 2 月 20 日 第 660 回理事会

近年、著者数の多い論文が増加している状況を考慮して、以下のよう定める。

1. ケース入り賞状と賞状の電子ファイルを論文の代表者に贈呈し、他の著者にはおおよそ 10 名に賞状のみを贈呈する。
2. 賞状には原則全著者名を記載するものとするが、記載できないような多人数の共著の場合は、担当理事が著者と相談の上、異なる記載方法をとることとする。
3. 表彰式の登壇者は、各論文ごとに代表者のほか数名以内とする。